

## 12月2日以降の保険証についてのお知らせ

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、  
これまでのどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで利用できます。

有効期限が切れる前に、必要な方には下記のとおり資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方	⇒	申請不要で資格確認書をお届けします。
新たに後期高齢者になった方	⇒	申請不要で資格確認書をお届けします。※来年7月末まで
マイナ保険証での受診が困難な方 (ご高齢の方・障害をお持ちの方など)	⇒	申請いただくことで資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、  
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。



さらに詳しい情報はこちらから検索 →

政府広報 マイナ保険証 | 検索

### ■ 令和6年12月2日からの対応

マイナンバーカード をお持ちでない方	<p>現在お手元にある保険証は有効期限までお使いいただけます。 有効期限が切れる前に申請不要で資格確認書をお届けします。 資格確認書で引き続き医療機関の受診が可能です。</p>
マイナンバーカード をお持ちの方	<p>●保険証利用登録をしていない方 マイナンバーカードを保険証として利用する登録をするとマイナ保険証として利用できます。 現在お手元にある保険証は有効期限までお使いいただけます。 有効期限が切れる前に申請不要で資格確認書をお届けします。 資格確認書で引き続き医療機関の受診が可能です。</p> <hr/> <p>●保険証利用登録をしている方 マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。 現在お手元にある保険証は有効期限まではお使いいただけます。 ※マイナ保険証をお持ちの方へ、現在お手元にある保険証の有効期限が切れる前に、自身の被保険者資格等を確認できる「資格情報のお知らせ」をお届けします。マイナ保険証に対応していない医療機関を受診する場合は、マイナ保険証と併せて資格情報のお知らせも持参してください。</p>

## 12月2日以降の保険証についてのお知らせ

### ■ 令和6年12月2日より保険証等が廃止されます

令和6年12月2日より保険証や限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、「減額認定証」という。）並びに限度額適用認定証（この3証を以下、「保険証等」という。）が廃止されます。廃止前後で対応が異なりますので、詳細は下記をご確認ください。

※令和6年12月1日時点でお手元にある保険証等については有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。但し、令和6年12月2日以降は、保険証の新規発行又は紛失に伴う再発行は行えなくなりますのでご注意ください。

<p>令和6年12月1日までの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●75歳になる方や障がい認定で加入される方は保険証が交付されます。</li> <li>●保険証等を紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、としべつ保健福祉課窓口へお申し出ください。</li> </ul>
<p>令和6年12月2日からの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和6年12月2日時点でお手元に保険証がない方には、保険証等は交付されません。下記、①又は②の対応となります。</li> <li>①既にマイナンバーカードの保険証利用登録を行っている方の場合、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能です。</li> <li>②マイナンバーカードの保険証利用登録を行っていない、又はマイナンバーカード自体お持ちでない方には、申請いただかなくても「資格確認書」を交付しますので、引き続き医療機関の受診が可能です。</li> </ul>

### マイナンバーカードを保険証としてご利用ください！

保険証利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を医療機関で利用すると・・・

- ・マイナ保険証のみで高額療養費制度や特定疾病の適用が受けられます。
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果等を提供できるため、より適切な医療を受けられます。
- ・お引っ越し等で負担割合に変更が発生しても、保険証や資格確認書のように差し替えの必要がなく、ほぼ最新の資格情報で医療機関を受診できます。

### ★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

- ①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。  
→PCやスマホからの申請、役場税務住民課の窓口で申請できます。
  - ②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。（※）  
→医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。
- （※）利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。→



### ■ 限度額適用認定証と減額認定証の廃止に伴う変更点について

保険証廃止と合わせて、限度額適用認定証と減額認定証も廃止になります。以下をご確認ください。

- ①令和6年12月2日以降、新しい限度額適用認定証と減額認定証は発行されなくなります。  
※ 令和6年12月1日時点でお手元にある証については有効期限（令和7年7月31日）までは利用可能です。
- ②マイナ保険証をお持ちの方は、ご自身の負担区分（現役Ⅰ～Ⅲ・一般Ⅰ又はⅡ・区分Ⅰ又はⅡ）はマイナポータルにて確認してください。
- ③「資格確認書」をお持ちの方は、としべつ内保健福祉課窓口申請すると任意で「資格確認書」に負担区分の併記が可能です。